

農業経営の成長と経営政策の課題

鹿児島大学農学部 岩元 泉

1. 問題意識と課題

1) はじめに

日本農業経営学会では1980年秋に「農業経営政策の視点」と題するシンポジウムを開催した。この年農用地利用増進法が施行となり、自作農主義(あるいは自作地主義)的農地政策が借地農主義的農地政策へと大きく転換し、農業経営展開の可能性が大きく与えられた時点で開かれている。このシンポジウムで「経営政策としての農地問題」と題して報告を行った梶井は昭和40年代以前の農地法の下では「賃貸借を中心に経営発展をやろうとする経営にとって農地法制が大きな阻害要因になってきた」が昭和45年の農地法改正で賃貸借規制が改正され、経営発展の余地が出てきた。しかし、農地法の耕作者主義が残る下で新たに経営政策として検討すべき「農場地代」や「有益費補償」というような課題が出てきたことを明らかにした[10]。

このシンポジウムでコメントを行った高橋は「元来、経営政策には二様の解釈がある。一つは、経営を対象とした国政レベルの政策という理解であり、二つは、経営者や地域農業のリーダーがそれぞれの目標を達成するために行う政策であるという理解である」と述べ、経営政策を論じる場合にはどちらの立場で論じるかを明確にするべきだと述べている。本報告は前者の立場に立っている。それは政策について梶井が高橋のコメントに答えて、「政策というのは(国の政策でも、自治体の政策でも)すべて何らかの意味での公共性という看板を持っている」と述べているのと同じ理解にたっているからである。

今日経営政策が取り上げられるのは、農業経営基盤強化法(1993)やそれに基づく認定農業者制度など国政において直接的経営政策が登場したことを背景としている。ここで直接的経営政策というのは(a)経営の育成・生成に直接的に関わる政策であって、自立経営育成政策や後継者育成政策などをいう。これに対して(b)経営の維持・存続に間接的に関わる政策として農地流動化政策、農産物価格・流通政策、金融・財政政策などをあげることができる。本報告では過去の経営政策について間接的経営政策を含めて論じ、現在の経営政策については直接的経営政策を中心に論じることしたい。また新政策は育成すべき経営体を「個別経営体」と「組織経営体」に区分したが、論点を混乱させないために本報告では「個別経営体」を念頭に検討を進めることにする。

2) 農業経営政策とは？

認定農業者制度は「経営発展を企図する農業者の経営計画を認定し、その計画達成を支援していくもの」であるから、「安定兼業農家の片手間の農業」を対象にしていない[1]。だからといって農業政策が認定農業者のみを対象としているわけではないが、新政策にいう「個別経営体」「組織経営体」の具体化としての認定農業者制度が上記のような対象制限をもっていることは、施策の対象としての「担い手」をかなり絞り込んだことになる。

経営政策は絞り込まれた経営体を対象とし、経営政策の対象からはずれる種々の形態の農業経営体は農村政策の対象として、中山間地対策や集落整備事業などでカバーしていくというのが大まかな政策構想であろう。UR対策が具体化される93年度以降の予算動向を見ても、経営政策の登場でソフト的事業の比重が高まるかと思えば、そうではなく依然としてハードの公共事業中心であり、その比重はたかまっているという[8]。

政策当局が構想する経営政策は以上のようなものであるとしても、経営支援政策としての経営政策が原理的に選別的な政策であるとは必ずしもいえない。期待される農業経営体もすそ野に広がる広範な農業者群の中から生成、成長すると考えるならば、経営政策の対象、範囲も「認定」される以前の農業者にも及ぶと考えるのが自然だからである。

ところで、経営政策とは「農業経営を総体として捉え、その生成、ならびに成長、維持にとって必要な、しかしその個別経営自身の努力だけでは解決困難な経営問題を地域的、ならびに国家的に解決していくための経営支援の制度」(座長解題における石田の見解)であるという定義や「国家が制定すべき農業経営政策は個別経営の隘路となる問題点の解決を図るための経営支援システムを制度的に確立し、側面から支援すること」[3]という定義に即して経営政策を理解すると、経営政策の政策目標は何かということが問題になる。石田は農業経営基盤強化促進法の中に経営政策の真髓が盛り込まれているとし、「農業経営基盤強化促進法の目的は、政策管理の対象を明確にすることによって、点の存在ではあるものの、個々の農業経営を成長させることにある」[4]と述べている。このように理解すると農業経営政策の目的は個々の農業経営の成長にあるということになる。

しかし農業経営の成長にもいくつかの段階がある。①生業としての農業が産業としての農業になる段階の経営成長、②家族農業が生活と経営の分離を行い、経営体になる段階の経営成長、③農業経営体がさらに成長して、中小企業的経営体になる段階の経営成長などである。もっぱら、日本農業経営学会での近年の農業経営成長議論の焦点は、②～③にあった。

しかし、筆者は現在の農村の状況はある一つの成長プロセスが焦点にはなっていないと認識している。家族農業経営を起点として多様化し、段階の異なる成長が併存しており、重層構造をなしている。生業としての農業以前のホビーとしての農業すら存立している。もちろんホビーとしての農業は経営政策の対象にはならないが、しかしこのような多様な形態を視野に入れなければ、経営政策もうまく機能しない。農業経営政策が構造政策の一環として機能しようとすると、この重層構造を無視しては機能しないという状況にある。つまり、単なる企業化や法人

化ということだけでは構造の変革にならないというところに経営政策の課題があると考え。個別経営と地域との関連、政策環境の問題を考慮に入れなければならないという所以である。

3) 農業政策と経営政策

しかし果たして、経営政策の目標とするものと、個別経営が目標とするものが一致するだろうか？筆者は経営政策は農業政策に従属すると考えている。農業政策は基本的には食糧の安定的確保、就業構造の安定、農地の適正利用、自然環境保全などを政策目的とする。個別経営が短期的な目標である収益確保、維持増進を目標とし続ける限りは個別経営の経営目標は私的利益の追求である。その私的利益の追求のために自己の土地、財産、労働力を農業生産に投じ、自らの自立した意志決定によって自己管理する農業経営活動を支援しようとする経営政策と、国民の食糧確保、国土保全、環境保全などを公的利益を達成するために規制、誘導、指導する農業政策とは目的が一致しないし、政策体系としてはより公的、大局的な農業政策に経営政策は従属することになる。

そのような問題はあっても、「経営基盤強化法」以降の農業政策が経営政策を一つの柱として政策推進を行い、現実にも経営体育成を目的とした種々の施策や取り組みが行われ、農業経営者の経営活動に影響を与えている。また自治体の政策担当者も施策の実施にあたり、どこまで個別経営の問題に踏み込むべきか、踏み込んでリスクに責任を負えるのかという問題を抱えている。一方で、ウルグアイラウンド対策費をはじめとして農業予算自体は、またもや公共事業に集中して投入され、真に農業経営を支援するものになるかどうか疑われるようになっている。ここで、現下の経営政策の意義と課題を明らかにし、経営政策として詰めるべき問題点を明らかにする必要がある。

4) 課題

本論文の課題は、第1に、農業基本法による農業構造改善政策は農業経営にどのように作用したか、主要な施策に即して検討することである。第2は、今日、「新政策」下における経営政策をどのようにとらえ、その課題は何かを論じる。第3は、経営研究の立場から経営政策に盛り込み提言すべき課題を検討する。

2. 農業構造政策と農業経営

1) 構造政策の到達点の評価

本論文では、考察の出発点を構造政策が開始された農業基本法農政におくが、その時点の農民層は、農地改革によって広範に創出された1ha規模の戦後自作農層であった。この戦後自作農とは農地所有の観点から見た農民層区分によるものであって、経営形態から見ると

直系家族による家族農業経営である。したがって、その後進行する経営形態の分化や多様化の出発点は家族農業経営であった。そして、基本法制定当時の政策当局者の認識も「ここ10年や20年の方向としては、経営形態は依然家族経営が支配的とならざるをえないであろう」[9]というものであった。この依然として支配的な家族経営を構造的に改善していくというのが構造政策の目標であった。今日の時点にたつて、基本法の轍を踏まず新たな経営政策を構想するためには、基本法農政下での構造政策とその到達点を評価しておく必要がある。この場合にいくつかの見方がありえる。

果たしてこの構造政策の目標が達成されたのか否かという点について、達成されなかったというのが大方の認識であるが、それならば、そもそも基本法農政自体が誤っていたから達成されなかったのか、それとも基本法自体は正しかったが、実行できなかったから達成されなかったのか。また、農業基本法の背後認識は日本農業構造の特質を零細農耕の経営構造と零細な土地所有であるとしたが、その基本法が30年かけて改善しようとした日本農業の特質が変化したかという点、いくらかは変化したが、基本的には変化しなかったという見方と、平均値や外見は変化していないようにみえるが、日本農業の構造内容はずいぶん変化したという見方もありえるのである。ここでは以下6つの政策の柱にそって検討してみたい。

2) 政策目標としての自立経営

周知のように農業基本法農政はその構造政策の目標として育成し維持されるべき望ましい形の家族経営として「自立経営」を指定した。それは(a)正常な能率を持ち、(b)社会的に妥当な生活を享受しうる農業所得が得られ、(c)近代的な家族関係を持つ経営である、とした。

この自立経営概念に対して、基本的な批判として次のような見解がある。引用すると、「農業は連続を尊ぶ性質を持っている。……技術の承継には連続性、長期性が大切である。その点で孤立し、一代限りの核家族は農業には不向きである。戦前には確固たる家があり、それが連続的、長期的に農業を継承してきた。かかるいえを破壊するからには、なにほどこかの連続性、長期性を持ちうる経営を考えるべきであった。それを壊し放しにしておいて、その代わりに核家族を理想とし、それが農業に不向きであるから、家族経営は農業に向かないというのはおかしい。基本法の矛盾はまさに核家族を農業の担い手として考えたところにあった。自立経営の育成、助長がうまくいかないのは、その原因の一つは連続性を尊ぶ家族経営を崩壊したままにしているからである。」[11]

一代限りの核家族は農業の担い手としてふさわしくないというのが川本の見解の基本であるが、農業経営学の立場から核家族が農業経営の担い手としてふさわしいかどうかという問題はさほど議論されてこなかった。農業経営学においては農業経営の近代化の内容の一つとして経営規模の拡大、資本装備の高度化、家族の近代化をセットで考え、とくに継続性の視点で核家族が担い手としてふさわしいかどうかの吟味をしてこなかった[5]。この点は、現在の段

階においても引き継がれている論点である。

3) 所得均衡という政策目標

基本法の基本理念の一つは所得均衡である。しかもこれは構造政策を通じて追求される目標であった。しかし実際は構造政策を通じて追求されるのではなく、価格政策に強く依存しつつ追求された。そして価格政策とそれに刺激された増産による所得増大政策は、米の自給達成と需要後退による米過剰の発生、生産調整政策の登場によって崩れた。だが、所得均衡は別の形で実現した。すなわち、農家の兼業化を通じて兼業所得によって達成された。これは農業サイドからいうと兼業化であるが、農家の行動様式からいうと多就業化であるということである(多就業とは就業者数が多いという意味だけではなく、就業形態が多いという意味も含む)。

戦後の家父長制的家族制度の廃止、職業選択の自由、民主教育などの農村民主化の成果を享受し、家の束縛から離れ、職業を選んで所得を得たのは兼業化した農家だったということになる。このことは当然のことではあるが次の二つの問題を投げかけている。

一つは、政策目標として所得均衡のあり方である。あるいは政策対象としての農民の行動様式の問題といってもよい。政策当局としては価格政策を通じた所得均衡であれば、農業所得を他産業所得と均衡させるということが目標となる。しかし農家の目標として所得均衡を考えると農業所得が均衡しなければならないということはない。他産業からの所得、あるいは他の収入源でもよいのである。もちろん、多就業に伴う労働過重や、低賃金の問題はあるとしても。そのことから出てくるもう一つの問題は農業政策の対象が、農家か農業経営かという問題である。新政策は対象を農業経営体とした。だから農業経営が対象になっている。しかし基本法農政の所得均衡政策の破綻が教えていることは農家の農業経営側面だけを切り取って政策対象にすることは実態にあっていないということではないだろうか。つまり農家の行動原理が農業経営の基層にあって現実には行動しているのではないかということである。もしこの仮説が正しければ、農業経営学としての農家の行動原理の解明をさらに行う必要があるのではないかということになる。例えば玉が主張する農家の多就業形態もその一つである[13]。

4) 選択的拡大政策と経営育成

選択的拡大政策は農業経営学に最も影響を及ぼした政策である。選択的拡大政策は農業経営の専作化を促進した。農業経営自体がそれまでの雑多作ともいえる複合多角経営から専門化の道を歩んだ。選択的拡大政策に伴う産地形成が図られその過程で果樹経営、酪農経営、肉用牛経営、園芸経営などの経営的課題やその主産地形成にともなう研究課題が多く提出された。また、その反動ではあるけれどもあまりに専門化しすぎたことからくる諸問題、地力維持問題、畜産公害問題、土地利用の単純化＝裏作の放棄などの問題が経営研究の課

題となり、複合経営、地域複合などが取り上げられた。経営研究の展開方向は研究自体の進展の成果である反面、現実の動向の反映でもある。

5) 家族経営の継承問題＝後継者問題

農業基本法下の自立経営育成政策において直接的経営政策にあたるのは後継者育成政策であろう。もともと自立経営は近代的な家族関係が形成されていることを要件としたが、それは単に家族形態が家父長制家族から核家族・単婚小家族になるというだけではなく、家族内での無償労働、とくに後継者の無償労働を否定するものであった。「自立経営における家族関係は、このように近代的なものでなければならないが、とくにまた経営主以外の農業従事者の地位が忘れられてはならない。むろん経営主(およびその妻)以外の農業従事者はその後継者(およびその妻)が原則となる。その場合後者は、いわゆる無償労働を提供するものであってはならない。」[9]としていた。しかし、具体的には後継者の地位の問題は経営継承問題として相続問題の枠組みでとらえられたにすぎず、1964年に「家族協定農業普及推進要綱」によって後継者の地位を守るために全国農業会議所が普及推進したが、全国的には普及しなかったことは周知のごとくである。もっぱら後継者の地位の問題は農業改良普及事業の中で青少年育成事業や後継者育成資金の貸付にあたり家族協定締結を要件づけた地域があったくらいで、本格的な経営継承政策は実施されなかったといつてよいであろう。

農業者年金制度が農業者の早期経営移譲と引退後の生活保障を行う目的で導入されたが、周知のように農業者年金制度そのものは「人的側面に着目した構造政策」[15]として政策化されたことから、その後制度そのものの自己矛盾を生じた[6]。その意味では農業経営の継承を意図した経営政策とは言い難い。

6) 生産調整と農業経営

昭和46年に始まる米の生産調整政策はそれまでの基本法農政下での農業経営の展開方向に大きく作用し、農業経営活動に大きな政策的なインパクトを与えた。

まず第1には、農業経営は減反と米価の据え置きによって減収を余儀なくされ大きな打撃を受けた。減反政策初期の単純休耕については農家の生産意欲を失わせるのが目的だったという説すらある。一般には生産調整は農業経営の展開を制約する。それは酪農経営、タバコ作経営が今日経営展開の方途に困難を抱えていることを見れば分かる。第2には、減収を補い、転作を奨励するために奨励金が交付されたが、生産調整の第Ⅲ段階、すなわち水田利用再編対策事業においては、米の生産調整を行いつつ、農業構造の再編を行うことを目標とし、奨励金が利用された。生産調整を経営政策的に利用したといつてよいかもしれない。このことによって例えば大規模稲作経営が複合経営へと転換するという現象が見られた[7]。借地規模拡大によって稲作規模を拡大してきた経営が転作作物を組み込むことによって①減収を

補い、②労働力利用を平準化し、③土地利用のローテーションを行うために稲単作経営から複合経営に転換するという現象が見られたことである。第3には、団地化加算金を上乗せするために集团的土地利用が行われたことである。この集团的土地利用については次のような評価が与えられている。「このように集团的土地利用方式は水田利用再編対策事業に伴う政策的誘因と高度経済成長下での農業経営の展開に伴う経営的誘因の両要因が相俟って形成されてきた。そしてその内容は地域営農集団を土地利用主体として、減反に伴う休耕田と転作に伴う転作作物の導入を合理的に統合し、経営規模の拡大と地力維持のための作付け方式の確立を同時に達成しようとするブロック・ローテーション・システムが基本となる。すなわちこの方式は経営の論理と政策の論理を合理的に統合する農地の高度利用方式といえる。」[2]。第4に、米の生産調整は稲作の地域的格差序列を変え、水田と畑の相対的地位を変えた。生産調整政策の農業経営に果たした役割には必ずしも否定的側面だけではないということが、歴史の皮肉であろう。

ここで一つ指摘しておかなくてはならないことは、生産調整の実施にあたって集落機能が活用されたことである。地域によっては崩壊しつつあった集落機能が生産調整による集団転作の話し合いによって復活したということもあった。

7) 農地流動化政策(農用地利用増進法)と農業経営

さて、構造政策として基本法農政が意図したことの一つは農地の流動化による零細農耕の克服であった。生産性の格差による農民層の分解によって零細農耕を克服するという図式が全く作用しなかったことは周知の通りで、その要因を旧農地法に求め、70年農地法改正、80年農用地利用増進法によって借地のバイパスをもうけたが、大きく構造を改善するには至ってはいない。それには大きく二つの要因がある。一つは資産的土地所有である。日常的な経済的誘因によっては移動しない所有権だといってよいだろう。借地権が相対的に弱く、土地所有が零細化していく状況下では、規模拡大は不安定性を孕んだものにならざるを得ない。第二は分散錯圃制である。集落単位にまとまった農地の分散所有、分散利用という状況である。借地による経営規模の拡大が耕地の分散を生じ、不効率や管理費用の増大を生じる要因となる。

農地が集落を単位にまとまっていること、すなわち集落制農業の形態をとっていることから、農地の流動化を集落の範囲で行い、集落を単位に経営を行う集落営農は分散錯圃制を克服する一つ的手段であった。農用地利用改善団体も集落機能を活かし、集落を農地管理の主体とするものであった。また、分散性を克服するもう一つ的手段としての圃場整備事業とそれによる換地作業という手段も集落の合意がなければ成立せず、この面からも集落が単位となり、集落機能が活躍することになるのである。

基本法農政は集落機能をほとんど無視していた。「基本問題と基本対策」においては農業

経営の担い手(という言葉は使っていないが)はあくまでも家族経営であるとしていたにもかかわらず、集落についてはほとんど言及がなく、「農業施策の分担」の項でも、地方自治体や農業団体には言及しているが集落には言及していない。むしろ封建遺制と考えていたのかもしれない。しかし、零細農耕の克服という課題を追求する過程で図らずも集落という単位を無視し得なくなった。また、生産調整という政策課題を実施するために図らずも集落機能を利用した。この点で、自立経営を育成することによって構造政策の目的とした基本法農政が個別経営展開とは異質の要素を持つ集落にたどり着いたことは新しい経営政策を考える上でも大きな意味を持っている。

3.経営政策の課題

1) 農業経営の現段階－経営形態の分化と価値観の多様化

さて、農業基本法による構造改善政策の中で農業経営政策(直接的, 間接的)がどのような役割を果たしてきたかを検討したのであるが、これからの経営政策の課題、とくに直接的経営政策の課題について検討したい。その前に農業経営の現状をどのように認識しているか、筆者の立場を述べておきたい。

次第に崩れつつはあったが家父長制的な名残を残した基本法制定時の自作農的家族経営は、平均的な数値でとらえると構造的変化は大きくないと見えても、30年の変化はやはり大きい。そしてその今日の姿は企業的農業経営体が生成していると同時に、価値観の多様化、経営方式の多様化などによって経営形態が多様化しているのが実態である。

30年前と現在を比べるとは無理があるが、あえて世界や日本全体の変化を捨象して農業経営に関する限りでの政策環境を比較すると、基本法制定時には、①地主制復活防止を意識した農地制度、②零細な圃場区画、③小農技術段階、④伝統的家族経営、⑤家族労作的農業観があったのだが、今日それぞれ①借地容認の農地制度、②圃場整備事業の進展、土地改良による作付自由度増大③高度機械化、施設化段階、④家族経営以外の経営形態－組織農業の進展、⑤多様な農業観へと変化している(祖田・大原.1994)。付け加えると農産物の販売、流通も多様化し、自由度が増しているというのも大きな変化であろう。

2) 経営政策の対象

新政策における経営政策の目標は「経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体・望ましい経営体・育成すべき経営体」となっている。具体的には10年後の稲作を中心として「個別経営体」15万、「組織経営体」2万を想定している。そのために、金融、税制面での優遇措置を講じ、経営指導を集中するとしている。しかし、経営成長が経営者としての自由選択可能な経営活動の範囲を広げることによって促されるとするならば、経営活動の自由を奪っている種々の規

制を緩和することによって促されるという見解も成り立つ。むしろ既に経営感覚に優れた自立している経営者ほどこのような見解を持っている。だから、経営政策が対象とするのはこのような自立した経営者ではなく、まだ政策的支援を必要としている経営者であろう。

しかしそうだとすると、いつの時点で「個別経営体」となり経営政策の対象からはずれるのであろうか。経営政策の対象はいわば「経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体・望ましい経営体・育成すべき経営体」の予備群・候補者である経営成長をしようとする農業者にあてべきであろう。その意味では「認定農業者」は「個別経営体」ではなく、経営政策の対象である。だから「認定農業者」という名称が適切かどうかという問題もある。もちろん経営改善計画を認定されたという意味だからよいのだが、ここでいう経営政策の対象外の経営体、既に経営として成長し、確立している経営体を別の名称で「認定」しなければ、「認定農業者」そのものをつくるのが政策目的のようになってしまう。むしろ政策目的としては「認定」卒業者をつくることである。そうでないとゴールなき経営政策に陥るであろう。

3) 新しい担い手像

その意味で、1981年シンポジウムの長コメントを参照したい。「経営政策を提唱する場合の中身の問題として、農業経営の企業形態、いいかえると農業の担い手像についての明確なビジョンを現実の個別経営の運動を研究対象にしている農業経営研究の共通の成果として打ち出し、その立場から農政の課題を出していくことが、一つの重要な視点となるのではないか」[14]。そしてそのビジョンが農政が打ち出しているビジョンと同じであれば、経営研究としての経営政策は意義が半減するとのべ、実際は農政とビジョンが異なるからこそ経営研究からの経営政策の提起が生きるという。本来は本学会でこのような立場からの担い手像を打ち出すことが課題となっている。

注1)このようにいえる根拠はない。しかし同時に、農地所有が既存の農家以外の所有主体にドラスティックに変化といえる根拠もない。

4. 経営政策の提言へ向けて

最後に、経営政策に農業経営研究サイドから検討すべき課題を挙げて結びとしたい。

1) 農業経営の継承問題

日本農業全体を考えた場合には、経営継承問題を家族農業経営を基軸に立て直すのが、経営政策として重要な課題である。この問題は基本法農政においては自立経営育成だけがいわれて、その継承についての配慮がなかったことは先に川本を引用したとおりである。農業構造政策では真の意味の経営継承政策は行われず、経営継承は農家の個人的事情・裁量に任されてきた。その結果が今日の農業経営後継者難である。その反省にたてば、農業経営の継承に経営政策の焦点をあてるのは意味のあることだと思われる。

農業経営の継承については大きく見解が分かれるところであろう。家族経営は経営継承という家族規範が薄れたために不安定要素を持っており継承性には難があるという見方と、継承性の点では家族の方が優れているのであって、むしろ組織や企業の継承性には利益が上がらなければ継承を放棄するという点で難があるという見方がある。

しかし、仮に新政策が10年後に15万の「個別経営体」の育成に成功したとして、少なくともその8～9割は農家家族出自の経営者による経営であろう。農家家族出自の経営者という意味は現に農地を所有する農家家族から継承された農地を所有する経営者ということである^{注1)}。現時点で核家族の次にくる将来の家族形態を予測はできないが、家族という社会的単位が当面は存続し続け、その現実的な存在から将来の経営形態を構想する以外にはない。

そのような理解にたつと、自立経営の内容であった近代的家族経営の要件には未だ達成されていないものがある。例えば依然として、家計と経営の分離、経営簿記記帳、経営内家族（労働）管理、経営継承の取り決めなどは多くの農業経営で未だ取り組まれていない。現在進められている家族経営協定は家族内部における個々人の権利を確保し、経営を円滑に進める方法として有効であるが、家族経営協定にさらに経営継承の取り決めを含め家族経営の継承に資する様にするべきである。

2) 農業後継者対策

農業経営継承が損なわれる一つの要因として父と子の間のコンフリクトの問題があることを指摘した[5]。家族農業経営の継承は家族のライフサイクルを通して行われるので、どうしても経営内に「二つの頭」が存在する時期が出来るのである。それを避けるために、経営部門分担などが行われることを実証したのであるが、もう一つの対応として30歳代のUターンに注目したい。多少図式的にいうと、父親が60歳になり農業者年金をもらう頃に30歳代になっている息子が会社勤めを辞めてUターンし農業経営を開始するという現象が近年よく見られる。このことは第1に、20歳代で後継者として就農しようとしても農業経営の規模が2世代就農するほど大きくない。第2に、加えて父親の元で一緒に働きたくない。第3に、父が引退するあるいは経営移譲するので農業を継承する、というパターンをとっていることである。父と子の年齢差が25歳くらいが平均であるとするると合理的行動様式である。これまでは農業後継者対策や研修などは20歳代を対象にするのが普通で30歳代のUターン農業者には格別の取り組みはしてこなかった。しかし、むしろ後継者対策は30歳代を対象に行う方が現実的であり、かつ一旦外の職場を体験しているので企業者感覚も身につけやすいし、結婚相手を見つけて戻ることが多いので結婚難も少ないということになる。

3) 多様な経営への経営支援策

(1) 企業的家族経営

先にも述べたように家族による経営であっても高度に機械化、装置化し、雇用労働を取り入れながら利潤に相当する剰余所得を得ているような経営が出てきている。これらの経営の大半は優れた経営感覚を持ち、効率的な経営を行っていると考えてよい。これらの経営に対する直接的経営政策は行う必要がない。むしろ「認定農業者」の卒業者としての認証を行うべきであろう。

(2) 法人経営

法人化したからといって自動的に経営者感覚が身につくわけではない。法人化は法律的な外衣であるから経営の内実が家族経営であれば、家族経営と同様の課題を持つ。法人経営においても家族経営協定が必要である。なお、農業法人制度自体にも問題がある。

(3) 経営政策と農家政策

高齢者による農業や女性による農業を経営政策の対象とするならば、農業経営のさらに基層にある農家生活の論理＝家計の論理を考慮に入れるべきではないか。ここでいう農家とは農地を保有し、どのような形態であれ農業を営む世帯（農村在住または通勤）をさす。農村政策では農村の住環境、集落整備は行われても、農家政策（農家定住、農家就業）は行われたいのではないだろうか。農業に携わる人々の価値観の多様化を考慮に入れると母体経済としての家計＝生活の意義を考える必要がある。また、農業経営を行う農業者の行動様式の基層には生活の論理がある。したがって例えばライフサイクルなどを考慮に入れなければ、個々の具体的な経営に対する支援は出来ない。

4) 経営支援体制

(1) 経営コンサルタント

経営政策というと農家への簿記普及をイメージするというくらい、簿記の普及が経営政策の手取り早い手法である。しかし、経営簿記を行っても、税務申告に利用できるだけで、経営分析が出来ないのでは問題である。農業経営者の方としては適切なアドバイスが得られないという不満を持つであろう。経営分析を行ったり、認定農業者の経営改善計画の進捗状況を逐次点検するような人材が必要である。。

(2) 人を作る政策とは？

最終的には経営政策は自主的に物事を考える経営者をつくる政策であるとすれば、そのような人材を作る人材の問題がある。普及センターやJA営農指導員の人材に農業経営経済や経営学プロパーや社会学等の専門家が採用される必要がある。また優れた経営者が他の経営者を教育指導するFarmer to Farmerの経営能力開発システムが作られなければならない。いわば、経営コンサルタントが可能な人材、能力開発が可能な人材をつくるという課題がある。

5) 集落と個別経営

稲作を念頭に置くと、播種から収穫、乾燥、出荷まですべて自己完結的に自前の労働で行っている経営はいかに大規模な経営といえどもほとんどない。水利が共同であったり、育苗の一部を委託したり、乾燥はカントリーに依存するというような形態で地域の様々な集団との関連の中で存立している。個別で規模拡大する経営者は地域とのつきあいを大切にしていることが多い。それ故にまた地域のしがらみの中で自由な経営活動が制約されることもある。農業政策が生産調整や農地流動化に関連して集落機能を活用していることと経営政策として個別経営の支援を行うことには矛盾が生じることがあり、その調整を行う必要がある。

参考文献

- [1]荒幡克己(1996)「農政の推進と経営研究」中島征夫・大泉一貫編『経営成長と農業経営研究』農林統計協会
- [2]辻雅男(1993)「土地利用方式論」長憲次編『農業経営研究の課題と方向』,日本経済評論社
- [3]辻雅男(1996)「農業経営政策の必要性」『農業および園芸』71-2
- [4]石田正昭(1996)「新政策に見る経営政策」『農業と経済』96.10
- [5]岩元泉(1992)『今日の二世帯経営』農政調査委員会
- [6]岩元泉(1993)「高齢社会下の農業構造」農業経済論集44-1
- [7]岩元泉(1994)「北部九州水田農業の展開と形態」永田恵十郎編著『水田農業の総合的再編』農林統計協会。
- [8]石原健二(1997)「農業予算の変容とUR対策」農業法研究32,1997
- [9]農林漁業基本問題調査事務局(1960)『農業の基本問題と基本対策』
- [10]梶井功(1982)「経営政策としての農地問題」農業経営研究第18巻第3号
- [11]川本彰(1993)「いえとむらの存在根拠」日本農業研究所編『いえとむらの農政学』農文協
- [12]高橋正郎(1982)「第1報告に対するコメント」農業経営研究第18巻第3号
- [13]玉真之介(1994)『農家と農地の経済学』農文協
- [14]長憲次(1982)「第3報告に対するコメント」農業経営研究第18巻第3号
- [15]『農林水産省百年史』編纂委員会(1981)『農林水産省百年史下巻』
- [16]祖田修・大原興太郎編著(1994)『現代日本の農業観』富民協会